

私的年金制度に関する一考察

——利用者・国民の視点から——

山口 由紀子

- 一 はじめに
- 二 私的年金制度とは
- 三 高齢者の生活の現状
- 四 老後の生活と資産形成
- 五 老後の資産形成へ向けた行動と私的年金制度

一 はじめに

二〇二二年十一月、政府は、新しい資本主義実現会議において「資産所得倍増プラン」を決定した⁽¹⁾。現在、我が国における家計金融資産二、〇〇〇兆円は、半分以上が現預金である。これを原資として、企業の成長投資につなげ、その果実が家計に分配されることにより、家計の金融資産を拡大し、「成長と資産所得の好循環」を実現することを目的としている。これにより、家計金融資産を貯蓄から投資にシフトさせ、投資経験者及び投資を

倍増させることを目指す。さらに、個人金融資産をスタートアップの育成に循環させる流れを構築することとしている。⁽²⁾

プランの取り組みの柱は七つある。その中で、年金制度に関する取り組みとして、iDeCo 制度 (individual-type Defined Contribution pension plan、個人型確定拠出年金、以下「イデコ」という) の改革が挙げられている。イデコは、私的年金制度の一つである。検討事項として、①イデコの加入可能年齢の引上げ、②イデコの拠出限度額の引上げ及び受給開始年齢の上限の引上げを挙げる。その他、消費者に対し中立的にアドバイスを行う仕組みの創設、雇用者に対する資産形成の強化、金融経済教育の充実、顧客本位の業務運営の確保などを柱として掲げる。

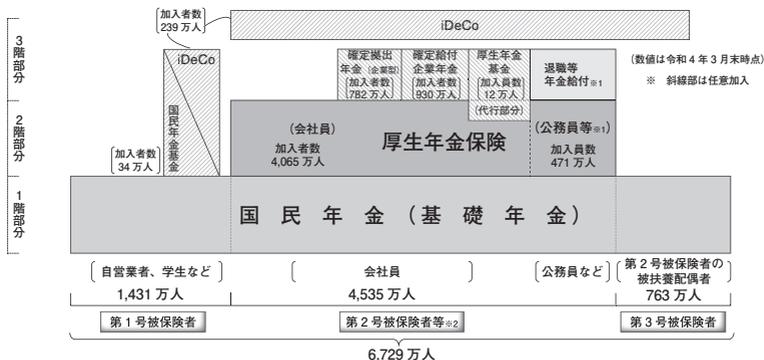
同プランの示す方向性に基づき、「経済財政運営と改革の基本方針二〇二三」(いわゆる「骨太の方針」)では、上記①、②について二〇二四年中に結論を得ることとし、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画二〇二三改訂版」(以下「グランドデザイン・実行計画」という)(⁽³⁾いづれも二〇二三年六月一六日閣議決定)において、①についてはイデコの加入可能年齢を七〇歳に引き上げるとしている。⁽³⁾

イデコ制度の改革については、現在、厚生労働省社会保障審議会企業年金・個人年金部会(以下「企業年金・個人年金部会」という)において検討が進められている。⁽⁴⁾これらの動向は、老後の所得保障の手段として、私的な手段と位置づけられる私的年金のあり方を改めて考える契機となっている。そこで本稿では、制度の利用者である国民の視点から、私的年金制度をめぐる課題について検討する。

【図】 年金制度の仕組み

年金制度の仕組み

- 年金制度は、「3階建て」の構造。
- 1・2階部分の公的年金が国民の老後生活の基本を支え、3階部分の企業年金・個人年金と合わせて老後生活の多様なニーズに対応。



※1 被用者年金制度の一元化に伴い、平成27年10月1日から公務員および私学職員も厚生年金に加入。また、共済年金の職域加算部分は廃止され、新たに退職年金給付が創設。ただし、平成27年9月30日までの共済年金に加入していた期間分については、平成27年10月以後においても、加入期間に応じた職域加算部分を支給。
 ※2 第2号被保険者等とは、厚生年金被保険者のことをいう（第2号被保険者のほか、65歳以上で老齢、または、退職を支給事由とする年金給付の受給権を有する者を含む）。

出典：企業年金・個人年金部会（第26回）資料「視点1. 働き方・ライフコースに対応し公平で中立的な私的年金制度の構築について」（2023年9月8日）（以下「第26回資料」という）4頁。

二 私的年金制度とは

(一) 公的年金の体系と私的年金の位置づけ
 我が国における年金制度は、いわゆる三階建ての構造となっている（【図】参照）。公的年金は、全ての国民に共通の国民年金（基礎年金）（一階部分）、及び会社員、公務員等が加入する厚生年金（二階部分）からなる。そして、三階部分として私的年金がある。私的年金は任意で加入する仕組みであり、企業年金と個人年金がある。

厚生年金は、基礎年金に上乗せされ、被用者に対する報酬比例年金として支給される。私的年金は、公的年金を補完する上乗せ給付となる。

(二) 私的年金制度の概要

法令に基づく私的年金制度として、企業年金及び個人年金がある⁽⁵⁾。企業年金は、企業が

従業員のために実施し、個人年金は、個人が自ら加入する仕組みであり、それぞれ税制上の優遇措置の適用を受けることができる。それ以外の、企業独自の退職給付制度（退職一時金、自社年金）、民間金融機関が販売する個人年金保険は、本優遇措置の対象とはならない。

その仕組みは、「給付建て（確定給付型、Defined Benefit）」及び「拠出建て」（確定拠出型、Defined Contribution）」の二種類に分類される。

「給付建て」は、あらかじめ加入者が将来受け取る年金給付の算定方法が決まっている。企業・基金が資産を運用する。給付建ての企業年金には、二〇〇一年六月に制定された確定給付企業年金法（平成一三年法律第五〇号。DB法）に基づき創設された確定給付企業年金（DB）がある（二〇〇二年四月施行）。DB制度は、経済社会情勢の変化に伴い、従来における適格退職年金と厚生年金基金に代わる制度として、後述の確定拠出年金法（平成一三年法律第八八号。DC法）に基づくDC制度と併せて（「企業年金二法」）導入された⁶⁾。

これにより、従来の適格退職年金における受給権保護の問題への対応がなされ（二〇一一年度末で廃止）、厚生年金基金の代行返上が可能となった。同基金の新設は二〇一三年度で終了となり、その後の新設は認められていない⁷⁾。

給付建ての個人年金には、国民年金基金（国民年金法（昭和三四年法律第一四一号）第一一五条）がある。自営業者等の国民年金第一号被保険者が任意で加入し、基礎年金に上乘せする制度である。会社員が加入する厚生年金（二階部分）に相当する⁸⁾。

「拠出建て」は、あらかじめ事業主・加入者が拠出する掛金の額が決まっており、加入者個人が資産を運用する。二〇〇一年六月に制定されたDC法に基づき、企業型年金（企業型DC）と個人型年金（個人型DC）、イデコ⁹⁾が創設された（同年一〇月施行）。

(三) 企業年金の実施状況

(A) 企業年金の加入者数

企業年金全体（DB、DC、厚生年金基金）の加入者数は、二〇二二年度末現在、一、七二八万人（うち厚生年金基金の加入者数は二二万人）となっている⁽⁹⁾。加入者数の推移を見ると、DC法制定以前、二〇〇〇年度末の加入者数は、二、二二〇万人（適格退職年金九六四万人、厚生年金基金一、二五六万人）であったところ、その後は減少傾向が見られる。そして、適格退職年金が廃止された二〇一一年度末は一、六六四万人となり、近年は一、六〇〇万人〜一、七〇〇万人程度で推移している。

DBと企業型DCの各実施状況は、次のようになっている。

(B) DB（二〇二二年度末の数値⁽¹⁰⁾）

DBの規約数は一万一、九二八件である（対前年比一八〇件、一・五%減少⁽¹¹⁾）。資産残高は六六兆二三八億円（対前年比二兆一〇八九億円、三・〇%減少）となっている。加入者数は九二二万人である（対前年比一九万人、二・〇%減少⁽¹²⁾）。

DBの規約数は、適格退職年金及び厚生年金基金からの移行等により、二〇一一年度末には一万四、九九一件となるなど急増した後、DCへの移行等により減少している⁽¹²⁾。

(C) 企業型DC（二〇二二年度末の数値⁽¹³⁾）

企業型DCの規約数は七、〇四〇件である（前年比二三八件、三・五%増加）。資産額は一八兆七、四〇九億円となっている（前年比一兆九七億円、五・七%増加）。加入者数は八〇五万人である（前年比二二万人、三・〇%増加⁽¹⁴⁾）。企業型DCは、法施行後、毎年、規約数及び加入者数が増加している。

(四) 退職給付制度と企業年金

(A) 退職給付制度の実施状況

企業の退職給付制度について、社内積立の退職一時金と、外部積立の退職年金（企業年金）の実施状況を見ると、二〇一八年は、退職一時金と企業年金のいずれかがある企業の割合は七七・八%となっている⁽¹⁵⁾。一〇年前の二〇〇八年から約六ポイント低下している。その内訳について、退職一時金のみを実施する企業が五五・二%と、二〇〇八年から約九ポイント増加している。退職一時金と併せて退職年金を実施する企業は一五・〇%であり、二〇〇八年と比べると一〇ポイント以上減少している。退職年金のみを実施する企業の割合は七・六%である。これに対し、退職給付制度がない企業は二二・二%となっている。

そして、退職給付水準は、全般的に低下している⁽¹⁶⁾。二〇一八年の合計額（大学・大学院卒で三年以上勤務した定年退職者の平均）は、一、九九七万円となっている。利用制度別に見ると、退職一時金と退職年金を併用する場合は二、三二九万円、退職年金のみの場合は一、九五八万円、そして退職一時金のみの場合は一、三四四万円となっている。

さらに、退職給付の実施状況を従業員規模別に見ると、従業員規模が小さいほど、退職年金を実施する企業は減少し、退職一時金のみ⁽¹⁷⁾の企業が⁽¹⁷⁾増える。

従業員が一、〇〇〇人以上の企業では、退職年金の実施は七割を超える（七一・八%）。三〇〇～九九九人は五七・五%、一〇〇～二九九人は三四・九%であり、三〇～九九人は一四・一%となっている。そして、三〇～九九人の企業では、退職一時金のみ⁽¹⁷⁾の企業が六割を占め、退職給付がない企業が二五%程度ある。退職年金を実施する企業は、一〇年前と比べると約一五ポイント減少している。特に、規模が小さい企業で減少幅が大きい。一〇〇～二九九人、及び三〇～九九人では一五ポイント以上減少している。

(B) DB及び企業型DCの実施状況

次に、DB及び企業型DCの実施状況を見ると、従業員規模が小さくなるほど、これらの実施割合が低くなる傾向が見られる。⁽¹⁸⁾二〇一八年におけるDB及び企業型DCの実施状況は、全体では、DBは一〇・二%、企業型DCは一・四%となっている。

DBについて、従業員規模が一、〇〇〇人以上の企業では四四・〇%、三〇〇〜九九九人では三四・〇%、一〇〇〜二九九人は一七・七%、三〇〜九九九人は四・六%となっている。企業型DCについて、従業員規模が一、〇〇〇人以上の企業では五〇・五%、三〇〇〜九九九人では三一・五%、一〇〇〜二九九人は一六・四%、三〇〜九九九人は六・九%となっている。

(五) イデコの利用状況

(A) 加入者数

イデコの加入者数は、二〇二三年七月末現在、三〇二・六万人となり、三〇〇万人に達した。⁽¹⁹⁾加入者数の内訳は次のようになっている。被保険者種別の加入者数は、第二号加入者が八割を超える。

【加入者の内訳】

第一号加入者	三二万三、三二七人 (一〇・七%)
第二号加入者	二五六万三、七八七人 (八四・七%)
第三号加入者	一三万二、六三七人 (四・四%)
第四号加入者	六、三八六人 (〇・二%)

加入者数の推移について、二〇一七年一月に加入可能範囲が拡大され⁽²⁰⁾、加入者数が大幅に増加した。二〇一八年度に一〇〇万人を超え、二〇二一年度に二〇〇万人を超えた⁽²¹⁾。従来における対象は、国民年金の第一号被保険者、及び企業年金のない第二号被保険者であったところ、企業年金加入者（企業型DC加入者については規約の定められた場合に限る）、公務員等共済加入者、第三号被保険者も加入できることとされた。

さらに二〇二二年五月より、高齢期の就労の拡大を踏まえて、加入できる年齢の要件が変更・拡大され、従来、六〇歳未満とされていた年齢要件が六五歳に引き上げられた⁽²²⁾。同年一〇月からは、企業型DC加入者のイデコ加入要件が緩和され、企業型DCの事業主掛金とイデコの掛け金との合算管理の仕組みを構築することにより、企業型DC規約の定めと事業主掛金の上限額の引下げがなくても、イデコが利用できるようになっている⁽²³⁾。

(B) 自動移換者数

企業型DCの加入者であった者が、転職・退職等により資格を喪失した場合、資格喪失後六か月以内に、加入者本人が個人別管理資産の移換手続を行わないとき、その資産は、国民年金基金連合会に自動的に移換される。

企業型DC加入者の増加に伴い、自動移換者数は年々増加し、二〇二二年度末現在、約一一八万人（資産あり約六六万人、資産なし約五二万人）となっている⁽²⁴⁾。自動移換された個人別管理資産の総額は、約二、八二〇億円に上る（前年比約二三〇億円の増加）。移換資産額は、自動移換者の四四・二％が〇円である。二五万円以下が三五・五％となっている。〇円の者を除く場合、二五万円以下が六三・六％となる。

三 高齢者の生活の現状

(一) 「老後二、〇〇〇万円問題」と老後の資産形成の必要性

二〇一九年に金融庁金融審議会市場ワーキング・グループが公表した報告書「高齢社会における資産形成・管理」は、「人生二〇〇年時代」と言われる高齢社会に向かう我が国の経済社会システムと金融サービスに求められる変化について検討を行い、高齢者を取り巻く環境変化を踏まえて、老後の不安に経済面から対処していくために、資産形成及び管理を行うべく行動を取ることに⁽²⁵⁾ついて、視点と考え方を示し、その必要性について問題提起を行った。

一方、前述のように、政府は、資産所得倍増プラン、そして骨太の方針及びグランドデザイン・実行計画において、投資経験者の倍増と投資の倍増を目指すことにより、中間層を中心として安定的な資産形成を実現するという目標を示している。長期的には、資産運用収入そのものの倍増も見据える。その中で、家計金融資産を「貯蓄から投資に」シフトさせるために、NISA制度(Nippon Individual Savings Account、少額投資非課税制度)、及びイデコ制度をより活用し、国民の資産形成への参加を促す。

これに対し、本章では「老後の生活」をどう捉えるかという視点に立ち、高齢者の生活について、家族生活及び経済生活の各側面から見ていく。

(二) 高齢者の生活

「人生二〇〇年時代」と言われる今日、我が国における平均寿命は男女ともに八〇歳を超え、二〇二二年には男性八一・〇五歳、女性八七・〇九歳となっている⁽²⁶⁾。平均寿命は、一九九〇(平成二)年から二〇一九(令和元)

年までの約三〇年の間に五年程度伸びており、今後、約二〇年間で二年程度伸びると推計されている。⁽²⁷⁾ として二〇四〇年には、六五歳である人のうち、男性の四二%が九〇歳まで、女性の二〇%が一〇〇歳まで生存するとい⁽²⁸⁾う。

六五歳の人の平均余命については、二〇二二年は、男性一九・四四歳、女性二四・三〇歳となっている。⁽²⁹⁾ 過去約三〇年の間に男性は三年程度、女性は四年程度伸びている。

(A) 家族生活⁽³⁰⁾

(a) 家族の世帯構造及び世帯類型

厚生労働省「国民生活基礎調査」(以下「基礎調査」という)によると、家族の世帯数について、二〇二二年六月二日現在、六五歳以上の高齢者がいる世帯は二、七四七・四万世帯あり、全世帯五、四三一万世帯の半数(五〇・六%)を占める。

世帯類型別に見ると、高齢者世帯(六五歳以上の者のみ、またはこれに一八歳未満の未婚の者が加わった世帯)は、一、六九三・一万世帯(同三二・二%)となっている。

(b) 高齢者世帯の世帯構造

六五歳以上の者のいる世帯のうち、高齢者世帯の世帯構造を見ると、「単独世帯」が八七三万世帯と半数を超える(高齢者世帯の五一・六%)。「夫婦のみの世帯」は七五六・二万世帯(同四四・七%)となっている。「単独世帯」は、一九九二年の一八六・五万世帯から三〇年の間に四・七倍増加している。

「単独世帯」を性別に見ると、男性は三五・九%(三一三・八万件)、女性は六四・一%(五五九・二万件)となっている。年齢構成を見ると、男性は「七〇〜七四歳」が二八・七%、女性は「八五歳以上」が二四・一%で最も多い。

(B) 経済生活

(a) 所得

前記・基礎調査によると、高齢者世帯の二〇二一年における年間所得の平均は三一八・三万円である。⁽³¹⁾ その構成割合について、「公的年金・恩給」が六二・八％（二九九・九万円）、「稼働所得」が二五・二％（八〇・三万円）となっている。「全世帯」では、総所得五四五・七万円のうち、「稼働所得」が七三・二％（三九九・六万円）、「公的年金・恩給」が二〇・一％（二〇九・七万円）である。総所得について、「高齢者世帯以外の世帯（全世帯から高齢者世帯と母子世帯を除いた世帯）」は六六五・〇万円となっている。

高齢者世帯の所得階層別に見ると、「二〇〇〇～二五〇万円」が一三・三％で最も多い。次いで、「一五〇～二〇〇万円」が一三・二％、「一〇〇～一五〇万円」が一・五％などとなっている。⁽³²⁾

公的年金・恩給を受給している高齢者世帯について、これらの総所得に占める割合が「一〇〇％」である世帯が四四・〇％、「八〇～一〇〇％」が一六・五％などとなっており、八〇％以上が六割を占める。⁽³³⁾

(b) 年金受給額

年金の受給額について、二〇二二年度末の平均年金月額⁽³⁴⁾は、被用者年金（老齢基礎年金分を含む。制度への加入期間が二五年以上⁽³⁵⁾）では、金額の多い順に、私学共済（私立学校教職員共済制度）が一八・八万円、地共済（地方公務員共済組合）一八・七万円、国共済（国家公務員共済組合）一八・四万円、旧厚生年金⁽³⁶⁾（厚生年金基金が代行している部分も含む）一四・四万円となっている。⁽³⁷⁾ 国民年金は五・六万円である。男性を一〇〇とした女性の水準は、旧厚生年金は六四・一％である。国共済、地共済が九割程度、私学共済は八割程度である。国民年金は九二・一％である。

受給者の平均年金月額（老齢基礎年金分を含む。制度への加入期間が二五年以上）について、その推移を見ると、

旧厚生年金は、一九九五(平成七年)は一七・一万円であり、一五年後の二〇一〇(平成二二)年には一五万円となり、二〇二一(令和三)年には一四・四万円に低下している。⁽³⁸⁾一九九五年と比較した二〇二一年の水準は八四%程度である。国共済、地共済、私学共済は、各制度について一九九五年の二〇万円強から、二〇一〇年は一九〇万円となり、二〇二一年には一八万円台に低下している。一九九五年と比較した二〇二一年の水準は九割である。

国民年金(新法基礎年金と旧法国民年金)は、一九九五年に四・五万円、二〇〇〇年代は五万円台で推移している。

(c) 家計収支⁽³⁹⁾

総務省「家計調査」によると、二〇二二年における、二人以上世帯のうち世帯主が六五歳以上の無職世帯(世帯人員二・三三人)の家計収支について、実収入は、実収入は平均で二四・九万円である。そのうち、社会保障給付が実収入に占める割合は八一・二%である。これに対し、可処分所得は二一・六万円、消費支出は二三・九万円であり、二・三万円の赤字である。

同様に、六五歳以上の夫婦のみの無職世帯については、実収入二四・六万円、そのうち、社会保障給付が実収入に占める割合は八九・五%である。これに対し、可処分所得は二一・四万円となっている。消費支出は二三・七万円であり、二・二万円の赤字である。

六五歳以上の単身無職世帯については、実収入は一三・五万円、社会保障給付が実収入に占める割合は九〇・一%である。これに対し、可処分所得は一二・六万円となっている。消費支出は一四・三万円であり、二・一万円の赤字である。

(d) 金融資産

(ア) 二人以上世帯⁽⁴⁰⁾

同じく家計調査により、二〇二二年における貯蓄の状況を見ると、二人以上世帯のうち世帯主が六五歳以上の世帯（二人以上の世帯に占める割合は四二・六％）について、貯蓄現在高の平均値は二、四一四万円、中央値は一、六七七万円である。そのうち、二、五〇〇万円以上の世帯は全体の三四・二％を占め、四、〇〇〇万円以上が一七・九％となっている。

二人以上世帯全体の貯蓄現在高の平均値は一、九〇二万円、貯蓄保有世帯の中央値は一、一六八万円である。⁽⁴¹⁾ 六五歳以上の世帯の中央値は、二人以上世帯全体の中央値の約一・四倍となっている。

一方、三〇〇万円未満の世帯は、全体の一四・四％である。六五歳未満の世帯では、三〇〇万円未満が二三・五％、二、五〇〇万円以上は一八・五％である。

次に、世帯主が六五歳以上の無職世帯（二人以上の世帯）の貯蓄現在高は二、三五九万円であり、前年に比べ一七万円、〇・七％増加している。貯蓄の種類別に見ると、定期性預金が八六五万円であり、貯蓄高に占める割合は三六・七％で最も多い。その他、通貨性預貯金六九九万円（二九・六％）、生命保険など三九〇万円（二六・五％）、有価証券は四〇〇万円（一七・〇％）となっている。有価証券は、前年と比べると一二万円、三・一％増加している。

(イ) 単身世帯⁽⁴²⁾

金融広報中央委員会「家計の金融行動に関する世論調査」によると、二〇二二年における、単身世帯の金融資産⁽⁴³⁾の保有額（金融資産を保有していない世帯を含む）について、六〇歳代の平均額は一、三八八万円、中央値は三〇〇万円となっている。そのうち、三、〇〇〇万円以上が一六・九％である。一方、金融資産非保有世帯は二

八・五%となっている。七〇歳代の平均額は一、四三三万円、中央値は四八五万円である。そのうち、三、〇〇〇万円以上が一六・一%である。一方、金融資産非保有世帯は二八・三%となっている。全体では、平均額は八七一万円、中央値は一〇〇万円である。金融資産非保有は三四・五%となっている。年代別に見ると、二十歳代が四割を超える(四二・一%)。

四 老後の生活と資産形成

(一) 老後の生活の現状と将来の生活に対する備えの必要性

前章における高齢者の生活の状況を踏まえ、高齢化が今後、一層進む中で、生涯を通じて自らの望む生活をいかに実現していくか。これに対し、老後に向けた生活設計、あるいは経済的な準備を、早期から、長期的に行っていく必要性が指摘されている⁽⁴⁴⁾。

本章では、公的年金の今後における給付水準の見通しを整理し、老後の生活に対する生活者の意識を探る。

(二) 公的年金の給付水準

公的年金の受給について、二〇二三年度の新規裁定者(六七歳以下)の年金額は、厚生年金が二二万四、四八二円、国民年金は六万六、二五〇円である⁽⁴⁵⁾。

二〇一九年財政検証におけるモデル年金額は二二・〇万円、所得代替率は六一・七%である。そのうち、厚生年金(報酬比例部分)は二五・三%(九・〇万円)、基礎年金(一人分)は三六・四%(一三万円)となっている⁽⁴⁶⁾。

モデル年金とは、現役時代の平均的な収入(賞与を含む標準報酬月額)の平均額四三・九万円。手取り賃金三五・七

万円)で四〇年間就業した場合に受け取り始める年金の給付水準を示す。夫婦二人分の老齢基礎年金(満額)を含む標準的な年金額をいう。⁽⁴⁷⁾そして、公的年金の給付水準を測る指標である所得代替率は、厚生年金男性被保険者の平均手取り賃金に対する、このモデル年金額(新規裁定時の年金額)の比率である。所得代替率は五〇%を上回ることとされている。⁽⁴⁸⁾

現状において、年金の受給額は低下する傾向にある。今後も、マクロ経済スライドによる給付水準調整により、給付水準の低下が見込まれている。⁽⁴⁹⁾

(三) 老後の生活に対する生活者の意識

次に、老後の生活に対する生活者の意識について、公益財団法人生命保険文化センター「生活保障に関する調査」(二〇二二年度)⁽⁵⁰⁾を参照し、見ていく。

(A) 老後の生活水準と生活費

老後の生活水準は、経済的には、現役時代の生活と比べて「つつましい生活」に変化するという回答が最も多く、六割を超える(六三・九%)⁽⁵¹⁾。その上で、必要とされる月々の生活費(平均額)は、「老後の最低日常生活費」二三・二万円と「老後のゆとりのための上乗せ額」一四・八万を合わせると、三七・九万円となっている。⁽⁵²⁾

(B) 公的年金に対する意識

公的年金に対する意識について、老後の生活資金をまかなう手段として、公的年金を挙げる割合が高く、八割を超える(八七・〇%)⁽⁵³⁾。一方、七割以上の人が、老後の日常生活費を公的年金で「まかなえるとは思わない」と回答している(七三・九%)⁽⁵⁴⁾。老後の生活に対する不安の内容も、公的年金の不十分さを挙げる回答が多い。⁽⁵⁵⁾

そして、老後の備えに対する考え方について、公的保障の充実よりも、自助努力による準備を志向する人の割

合が高い⁽⁵⁶⁾。性別及び年齢層別に見ると、男女とも三〇歳代で六割を超え、全体に比べて、その割合が高くなっている。

五 老後の資産形成へ向けた行動と私的年金制度

前章で見たように、公的年金の現状を踏まえて、老後の生活に備えるために、公的年金以外の手段による資産形成を考える必要性が高まっている。私的年金は、その手段の一つとして、公的年金を補完する役割に対する期待が強まっている⁽⁵⁷⁾。

現状において、退職給付制度がある企業は近年、減少傾向にあるものの、八割弱で実施されている。しかし、企業年金を実施する企業の割合は減少している。従業員規模が小さいほど実施割合は低くなる。

企業年金のうち、DBは近年、減少する傾向にある。一方、企業型DCは増加している。他方、個人年金であるイデコは、加入対象の拡大、加入年齢の延長等により、加入者数が増加している。ただし、職業区分により、加入率には差が見られる⁽⁵⁸⁾。

そこで、国民の視点に立ち、制度の利用者として私的年金をいかに利用していくか。私的年金制度は、その性格から、社会保障制度、労働条件、及び資産管理・運用においては消費者取引、金融経済と関わる。以下では、私的年金に対する理解に着目し、私的年金とこれらとの関係から、利用における課題を検討する。

(一) 私的年金制度と社会保障制度との関係

第一に、社会保障制度との関係について、私的年金は、DB法第一条、及びDC法第一条の規定によれば、

「国民の高齢期における所得の確保に係る自主的な努力を支援し、もって公的年金の給付と相まって国民の生活の安定と福祉の向上に寄与すること」を制度の目的とする。公的年金の給付と「相まって」と規定されているように、生存権（憲法第二五条）に基づき、国家が、社会保障制度を通じて、国民に老後所得保障として保障すべき水準との関係において、私的年金が位置づけられることとなる。そして、生活水準の考え方によっては、公的年金を補完し、かつ、より公的な性格を帯びた制度として位置づけられ得るものとなる。⁽⁵⁹⁾

そこで、年金財政の状況を踏まえ、想定される生活水準に対する公的年金の給付水準を注視しつつも、⁽⁶⁰⁾ 法的に照らして、私的年金として、企業の従業員を対象とする企業年金、及びそれ以外も対象とする個人年金それぞれの公的年金を補完する意味が明確であることが求められる。⁽⁶¹⁾

（二） 私的年金制度と労働条件との関係

第二に、労働条件との関係について、企業年金は、退職金から移行し、導入されるのが一般的であり、退職金は「賃金の後払い」という性格を有する。⁽⁶²⁾ すなわち、企業年金は、労働条件の一部と位置づけられるものである。⁽⁶³⁾

そして、企業年金の実施は労使合意に基づく（DB法第三条一項、DC法第三条一項）。その意味で、従業員・労働者は、事業主・使用者との関係において、自らの勤める企業の企業年金のあり方を考える当事者ともいえる。しかし現状では、投資教育の実施については課題が見られる。事業主による継続投資教育は、二〇一六年の制度改正により、配慮義務から努力義務に変更された。⁽⁶⁴⁾ 事業主は、加入者等に対し、「資産の運用に関する基礎的な資料の提供その他の必要な措置」を「継続的に」講ずるよう努めなければならない（DC法第二条一項）。

投資教育の実施状況について、特定非営利活動法人確定拠出年金教育協会による企業型DC担当者の意識調査（二〇二二年）を参照する。まず、過去三年間（二〇一九年以降）の継続教育の実施について、実施した事業主は

五割強である(五六・二%)⁽⁶⁵⁾。従業員規模別に見ると、五、〇〇〇人以上の企業では「実施した」割合が八割を超える(八三・五%)。一、〇〇〇〜四、九九九人では六割である(六〇・一%)。一方、「実施していない」は、五〇人未満、五〇〜九九九人、一〇〇〜二九九九人で四割台〜五割台前半と、従業員規模が小さい企業で実施していない割合が高い。

次に、現時点におけるDC制度に関する担当者の悩み(課題)について、「継続教育に関する事項」を挙げる割合が最も多く、約六割となっている(五九・〇%)⁽⁶⁶⁾。次いで、「加入者の無関心」が四八・〇%、「加入者の理解不足」四八・三%などが続く。従業員規模別に見ると、五、〇〇〇人以上の企業において、「継続教育に関する事項」が六六・九%、「加入者の無関心」は六二・二%と六割を超え、「加入者の理解不足」が五八・三%で六割近くと、それぞれ高い割合となっている。一〇〇〜二九九九人の企業においても、「継続教育に関する事項」が五九・七%、「加入者の無関心」は五〇・九%、「加入者の理解不足」五一・四%と、それぞれ五割台となっている。そして、現時点における一番の悩みについて、「継続教育に関する事項」が二四・三%と最も割合が高く、次いで「加入者の無関心」が二〇・一%で二割台となっている⁽⁶⁷⁾。従業員規模別に見ると、「継続教育に関する事項」については、一、〇〇〇人〜四、九九九人が二七・四%、一〇〇〜二九九九人で二五・三%と割合が高い。「加入者の無関心」については、五、〇〇〇人以上で二五・二%となっている。「加入者の理解不足」は五〇〜九九九人が一七・九%、三〇〇〜九九九人で一四・九%、一〇〇〜二九九九人で一四・一%である。

その他、前述のように、企業型DCの自動移換者が年々、増加している。

このように、制度改正後においても、各事業主における継続的な投資教育の実施は半数程度にとどまる。そして、従業員規模により、その割合は異なる。働くことが老後の資産形成に反映されること、及び制度の利用は労働条件の一部であるという理解のもと、自らが勤める企業における退職給付、企業年金の仕組みがどのようなも

のか、その趣旨と内容、実施に対する事業主・従業員双方の共通理解、あるいはコミュニケーションを図ることがより求められているのではないだろうか。

(三) 私的年金制度と消費者取引、金融経済との関係

第三に、私的年金の中で、企業型DCとイデコは、加入者個人が資産を運用する。すなわち、自ら資産を運用する際に、金融サービスを利用し、消費者として取引を行うこととなる。

(A) 金融・資産形成取引をめぐる消費者トラブル・被害

金融・資産形成取引をめぐる消費者トラブル・被害については、一九八〇年代に豊田商事事件（金の現物まがい商法）が発生したことを契機として、「消費者問題」に対する捉え方が広がり、現在の生活のみならず、生涯の生活のために行う取引も消費者問題として考えられるようになった。⁽⁶⁸⁾ 同事件の被害者の多くは高齢者であった。⁽⁶⁹⁾

そして、このような商法を規制するため、一九八六年に「特定商品等の預託等取引契約に関する法律（昭和六一年法律第六二号）」が制定された。⁽⁷⁰⁾ しかしその後も、安愚楽牧場事件（一九九七～二〇一一年）、ジャパンライフ事件（二〇一八年）などの同種の販売預託商法による大規模な消費者被害が繰り返し発生したことから、二〇二一年に同法が改正され、販売を伴う預託等取引が原則として禁止された（第九条、第一四条）。その際に名称が「預託等取引に関する法律」に変更されている（改正法は一部の規定を除き、二〇二二年六月一日施行）。

一方、若年層の消費者トラブル・被害について、近年、簡単に稼げる・儲かるとうたい、「副業」や「投資」と称して取引の勧誘を行う、儲け話に関するトラブル・被害が増加している。⁽⁷¹⁾ 内職・副業により収入を得る（サイドビジネス商法）、商品・サービスを契約して販売組織に加入し、さらに加入者を勧誘して手数料等を得る（マルチ・マルチまがい商法）ことをうたい、あるいは、利殖を強調して投資・出資を勧誘する（利殖商法）などによ

り、契約させる。契約の支払いに関して、借金する、クレジット契約を結ぶことを強要されるトラブル（クレ・サラ商法）も少なくない。こうした勧誘・契約について、最近では、インターネット、SNSを介したトラブルが増加している。年代別に見ると、二〇歳代前半を中心に、二〇歳代後半にかけて相談件数が多い。⁽⁷²⁾

さらに、二〇二二年四月より、成年年齢が従来の二〇歳から一八歳に引き下げられたことにより、二〇歳未満においても、同種の相談が増加している。⁽⁷³⁾

社会経験の少なさ、あるいは契約について判断し、行動する力の不十分さなどの脆弱性が、若年層の消費者トラブル・被害の背景にはある。⁽⁷⁴⁾

(B) 資産形成と消費者教育、金融経済教育との関係

これらのトラブル・被害は、「資産形成ないし投資」という側面と「契約」という側面から捉えることができる。一九八〇年代後半に、豊田商事事件を始めとする悪質商法による契約トラブル、高額被害が多発したことを背景として、被害を未然に防止する上で、事業者に対する規制だけではなく、消費者教育の重要性に対する社会的な認識が強まった。⁽⁷⁵⁾そこから、学校教育において、若年層に対する契約意識の醸成に着眼した消費者教育が進展する。⁽⁷⁶⁾

前述のように、政府は、資産所得倍増プランにおいて、金融経済教育の充実を打ち出している。⁽⁷⁷⁾一方、消費者教育の推進に関する法律（平成二四年法律第六一号）に基づき定められる「消費者教育の推進に関する基本的な方針」（二〇一三年六月二八日閣議決定。二〇一八年三月二〇日変更。二〇二三年三月二八日変更。）（以下、「基本方針」という）においては、消費者教育と他の消費生活に関連する教育との有機的な連携を図る（同法第三条七項）観点より、金融経済教育との連携を推進することとしている。⁽⁷⁸⁾

早期からの長期的な資産形成の必要性が強調される今日、金融資産の管理・運用あるいは取引を行う環境を構

築する観点より、国民一人ひとりが、「資産形成」を、消費生活を通して理解し、金融リテラシー（金融に関する知識・判断力）を改善・向上させ、消費者として資産形成のための判断・行動を適切に行えるよう、消費者教育、及び金融経済教育の強化・充実を図ることが重要である。

(四) おわりに

今日の、そしてこれからの長寿社会において、長生きすることに対する生活面での不安、リスクに対処していくために、「働くこと」を老後の資産形成にいかにつなげていくか。その中で私的年金の枠組みが活用されることが望まれる。

- (1) (令和四年一月二十八日) (https://www.cas.go.jp/seisaku/atarashi_sihonsyugi/index.html)。 (以下、本稿のウェブサイト・アドレスは二〇二三年九月一日現在のものである)。
- (2) 新しい資本主義実現会議決定「スタートアップ育成五か年計画」(令和四年一月二十八日) 一八頁。
- (3) 「骨太の方針」五頁 (https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/cabinet/honebuto/2023/2023_basicpolicies_japd/)。「ブランドデザイン・実行計画」五六～五七頁。
- (4) 筆者は同部会の委員を務める。以下、同部会関係の資料は (https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingihoshu_163664_00006.html) にある。
- (5) 厚生労働省「年金制度の仕組みと考え方 第一五 私的年金(企業年金・個人年金)制度」(https://www.mhlw.go.jp/stf/nenkin_shikumi_015.html)。
- (6) DB法制定をめぐる経緯について、坪野剛司編『総解説・新企業年金 第二版』(日本経済新聞社、二〇〇五年) 一一～二三頁。
- (7) 「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二五年法律第

六三号)」。

- (8) 厚生労働省「第四章第一節三年金制度改正の概要」「厚生白書(平成元年版)」(https://www.mhlw.go.jp/toukei_hakusho/hakusho/kousei/1989/)。「第二六回資料」八二頁。
- (9) 企業年金・個人年金部会(第二五回)参考資料「私的年金制度(企業年金・個人年金)の現状等」(二〇二三年七月二四日)(以下「第二五回資料」という)一七頁。
- (10) 生命保険協会・信託協会・J A 共済連「企業年金(確定給付型)の受託概況(令和五年三月末現在)」(二〇二三年五月三〇日)(https://www.seiho.or.jp/info/news/2023/20230530_1.html)。
- (11) 「規約型」「基金型」の内訳は不明である。
- (12) 前掲注(9)二九頁。
- (13) 運営管理機関連絡協議会、一般社団法人信託協会、一般社団法人生命保険協会「確定拠出年金(企業型)の統計概況(令和五年三月末現在)」(二〇二三年五月三〇日)(https://www.seiho.or.jp/info/news/2023/20230530_2.html)。
- (14) 前掲注(9)三〇頁。
- (15) 前掲注(9)三一頁。
- (16) 前掲注(15)。
- (17) 前掲注(9)三二頁。
- (18) 前掲注(9)三三頁。
- (19) 国民年金基金連合会「DeCo(個人型確定拠出年金)の加入者数等について」(令和五年七月時点)(https://www.ideco-koushiki.jp/library/pdf/number_of_members_R0507.pdf)。
- (20) 「確定拠出年金法等の一部を改正する法律(平成二八年法律第六六号)」。
- (21) 「第二六回資料」五四頁。
- (22) 「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律(令和二年法律第四〇号)」改正法の概要に ついて、厚生労働省「年金制度改革法の概要」(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000147284_00006.html) 参照。

- (23) 「第二六回資料」一八頁。
- (24) 企業年金・個人年金部会(第二二回)資料 国民年金基金連合会「社会保障審議会 企業年金・個人年金部会ヒアリング資料」(二〇二三年五月一七日)三二頁。
- (25) (https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20190603.html)。
- (26) 厚生労働省「令和四年簡易生命表の概況」二二頁 (<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/life/life22/index.html>)。
- (27) 厚生労働省「令和二年版厚生労働白書「令和時代の社会保障と働き方を考える」」一三頁 (<https://www.mhlw.go.jp/stf/wp/hakusyo/kousei/19/>)。
- (28) 前掲注(27)一四頁。
- (29) 前掲注(26)。
- (30) 厚生労働省「二〇二二(令和四)年 国民生活基礎調査の概況」三〜五頁 (<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/k-tyosa/k-tyosa22/index.html>)。
- (31) 前掲注(30)九頁。
- (32) 厚生労働省「令和四年国民生活基礎調査 第二五表 世帯数、世帯類型―児童のいる世帯―六五歳以上の者のいる世帯・所得金額階級別」(<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=normal&toukei=00450061&stat=000001206248&metadata=1&data=1>)。
- (33) 前掲注(30)一一頁。
- (34) 受給権者の裁定年金額の平均値である。
- (35) 被用者年金は、二〇一五年一〇月より一元化されている。
- (36) 被用者年金一元化前の厚生年金を言う。
- (37) 社会保障審議会年金数理部会「公的年金財政状況報告―令和三(二〇二二)年度―」(二〇二三年三月三〇日)一三九〜一四〇頁 (https://www.mhlw.go.jp/stf/shing2/0000198528_00006.html)。
- (38) 前掲注(37)一四五頁。

- (39) 総務省「家計調査年報(家計収支編)二〇二二年(令和四年) 家計の概要」一七～一八頁 (<https://www.stat.go.jp/data/kakei/2022np/index.html>)。
- (40) 総務省「家計調査年報(貯蓄・負債編)二〇二二年(令和四年) 貯蓄・負債の概要」二五～二七頁 (<https://www.stat.go.jp/data/sav/2022np/index.html>)。
- (41) 前掲注(40)四頁。
- (42) 金融広報中央委員会「二〇二二年家計の金融行動に関する世論調査[單身世帯調査]「各種分類別データ(令和四年)一 金融資産の状況等 四 金融資産保有額(金融資産を保有していない世帯を含む)」(https://www.shiriporuto.jp/public/document/container/yoron_fanshin/2022/22bunruit001.html)。
- (43) 同上に言う「金融資産」とは、預貯金、金銭信託、積立型保険商品、個人年金保険、債券、株式、投資信託、形貯蓄などの金融商品を指す。預貯金については、運用の為または将来に備えて蓄えている部分は、金融資産に含まれる。日常的な出し入れ・引落しに備えている部分は含まれない。
- (44) 原佳奈子「第三章 将来生活設計と年金制度——全く新しい将来生活設計と年金制度への新アプローチ」『日本年金学会編『人生一〇〇年時代の年金制度——歴史的考察と改革への視座』(以下「一〇〇年時代・年金制度」という)(法律文化社、二〇二二年)一三二～一三三頁。渡辺智之「第六章 高齢期に向けた資産形成——二〇二四年のNISA制度拡充を踏まえて」証券税制研究会編『日本の家計の資産形成 私的年金の役割と税制のあり方』(中央経済社、二〇二三年)一二二～一二四頁。
- (45) 厚生労働省「令和五年度の年金額改定について」(二〇二三年) (https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000191631_00017.html)。
- (46) 厚生労働省「二〇一九(令和元)年財政検証関連資料」一四頁 (<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/nenkin/nenkin/zaisei/kensyo/index.html>)。
- (47) 厚生労働省年金局数理課「二〇一九(令和元)年財政検証結果レポート——『国民年金及び厚生年金に係る財政の現況及び見通し』(詳細版)——」(二〇二〇年)三四四頁。
- (48) 「厚生年金保険法(昭和二九年法律第一一五号)」附則(平成一六年六月一日法律第一〇四号)「第二条、及び

- 「国民年金法（昭和三四四年法律第一四一号）」附則（平成一六年六月一日法律第一〇四号）第二条。
- (49) 前掲注(47)三四七頁。前掲注(37)七三頁。
- (50) (<https://www.jil.or.jp/research/report/chousai0h.html>)。
- (51) 前掲注(50)一〇六頁。
- (52) 前掲注(50)一〇九～一二二頁、一二五～一二六頁。なお、合計額は、サンプルごとに両費用を合計した値の平均値である。
- (53) 前掲注(50)一三七頁。
- (54) 前掲注(50)一七頁。
- (55) 前掲注(50)一〇二頁。
- (56) 前掲注(50)一一〇～一一二頁。
- (57) 石田成則「第八章 老後所得保障における公私役割分担論」前掲注(44)「一〇〇年時代・年金制度」一三八～一四一頁。
- (58) 金子久「データで見る確定拠出年金の現状と課題／制度利用率の職業による差が拡大」(二〇二二年) (https://www.nri.com/jp/knowledge/blog/1st/2022/fs_financial_business_trends/1219)。
- (59) 菊池馨実『社会保障法制の将来構想』(有斐閣、二〇一一年)一一二～一一三頁。前掲注(6)二五頁。
- (60) 前掲注(37)二八八頁。
- (61) 菊池馨実『社会保障法(第三版)』(有斐閣、二〇二二年)一九三頁参照。
- (62) 菅野和夫『労働法(第二二版)』(弘文堂、二〇一九年)四三九頁、四四一頁。
- (63) 森戸英幸「講演録」日本の私的年金制度の現状と将来の展望」生命保険論集(二二一)(二〇二〇年)九～一三頁 (https://www.jstage.jst.go.jp/article/jiijournal/2020/21/2020_1/_pdf/-char/ja)。
- (64) 厚生労働省「確定拠出年金制度等の一部を改正する法律の主な概要(二〇一八年五月一日施行)」(<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000192886.html>)。
- (65) 「二〇二二企業型確定拠出年金(DC)担当者の意識調査に関する調査結果 基本集計報告」二二頁 (<https://>

- home.dnenkin.jp/investigation/responsible/detail/post-6066/)。
- (66) 前掲注(65)三九頁。
- (67) 前掲注(65)四一頁。
- (68) 及川昭伍・田口義明『消費者事件 歴史の証言——消費者主権へのあゆみ——』(民事法研究会、二〇一五年) 八〇〜九一頁。
- (69) 第一〇二回国会衆議院物価問題等に関する特別委員会議録第六号(昭和六〇年六月六日) 一〜二頁、二四頁。
- (70) 法改正の経緯について、以下参照。石戸谷豊「預託法改正に至る経緯と今後の課題」国民生活二〇二二年二月号五〜八頁 (<https://www.kokusen.go.jp/wko/data/wko-202112.html>)。消費者庁・特定商取引法及び預託法の制度の在り方に関する検討委員会「報告書」(二〇二〇年) (https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_transaction/meeting_materials/review_meeting_001/)。内閣府消費者委員会「いわゆる『販売預託商法』に関する消費者問題についての建議」(二〇一九年八月三〇日) (<https://www.cao.go.jp/consumer/iinkaikouhyou/2019/index.html#st8>)。
- (71) 東京都「テーマ別分析『若者』の消費生活相談の概要」(二〇二三年) 一〇〜一二頁 (<https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.lg.jp/sodan/teki/themeh.html>)。
- (72) 前掲注(71)五頁。
- (73) 独立行政法人国民生活センター「一八歳・一九歳の消費者トラブルの状況―成年年齢引下げから一年―」(二〇二三年) (https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20230531_1.html) 参照。
- (74) 前掲注(71)一四頁。
- (75) 鈴木深雪『消費者政策―消費生活論〔第五版〕』(尚学社、二〇二〇年) 四九〜五二頁。
- (76) 西村隆男『日本の消費者教育』(有斐閣、一九九九年) 六三〜六六頁。
- (77) 政府は、国民の金融リテラシーの向上を図るための体制として、金融経済教育推進機構を創設することとしている。金融庁「金融商品取引法等の一部を改正する法律案の概要」(https://www.fsa.go.jp/common/diet/211_01/gaiyou.pdf) 参照。同法案は第二二二回国会(二〇二三年常会)に提出され、継続審査となった。

(78) 「基本方針」一六頁 (https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_education/consumer_education/basic_policy/)。